標柱九十三号から二二〇度三六分三一秒
八・五八八メートルの地点　九十四号
標柱九十四号から三一一度二四分四五秒
二〇・四五四メートルの地点　九十五号
標柱九十五号から二二〇度一七分五七秒
二六・七四七メートルの地点　九十六号
標柱九十六号から二一六度〇〇分三〇秒
二六・六〇三メートルの地点　九十七号
標柱九十七号から二八九度四八分五〇秒
二〇・二三八メートルの地点　九十八号
標柱九十八号から二九一度一四分五一秒
二〇・五五七メートルの地点　九十九号
標柱九十九号から二九一度〇二分〇六秒
四八・七二七メートルの地点　百号
標柱百号から二九二度三四分五二秒
三六・四三三メートルの地点　百一号
標柱百一号から二九〇度五八分五〇秒
二二・四二六メートルの地点　百二号
標柱百二号から二九一度二七分五五秒
三二・六〇一メートルの地点　百三号
標柱百三号から二八七度四七分五九秒
二二・二四四メートルの地点　百四号
標柱百四号から一七九度四四分二〇秒
四・三九〇メートルの地点　百五号
標柱百五号から二九三度五五分四八秒
八・九四九メートルの地点　百六号
標柱百六号から〇度二二分〇四秒
六・二三〇メートルの地点　百七号
標柱百七号から二八八度三七分四三秒
二九・九五九メートルの地点　百八号
標柱百八号から二九五度〇五分一六秒
二八・二七七メートルの地点　百九号
標柱百九号から二八七度二八分〇〇秒
三〇・六八四メートルの地点　百十号
標柱百十号から二九〇度五二分二四秒
三一・二九三メートルの地点　百十一号

○国土交通省告示第二百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
千ヶ滝西沢
二　砂防法第二条の土地の表示
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字東二八番二内電子基準点軽井沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二九〇度一七分二八秒　八一〇三・七一〇メートルの地点　一号
標柱一号から二八六度五四分一三秒　二三・九〇三メートルの地点　二号
標柱二号から三一九度四三分二二秒　二九・五四四メートルの地点　三号
標柱三号から三〇九度三五分二〇秒　四一・三一七メートルの地点　四号
標柱四号から三〇五度一六分一五秒　三〇・四六二メートルの地点　五号
標柱五号から三〇五度四六分四七秒　二六・六九九メートルの地点　六号
標柱六号から二一度〇一分〇七秒　四一・五九八メートルの地点　七号
標柱七号から二四度三八分〇五秒　二九・〇七六メートルの地点　八号
標柱八号から二七度〇九分〇一秒　四〇・七一六メートルの地点　九号
標柱九号から二四度二七分五七秒　四三・二二一メートルの地点　十号
標柱十号から二四度四一分二六秒　四七・八五五メートルの地点　十一号
標柱十一号から一五度五八分二七秒　一〇・九〇一メートルの地点　十二号
標柱十二号から一五度五一分二三秒　三一・八四二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一五度五四分三〇秒　三一・九二三メートルの地点　十四号
標柱十四号から二八度五八分四九秒　二二・四九七メートルの地点　十五号
標柱十五号から七七度三四分三八秒　二八・一七〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から六九度一一分四二秒　二三・七〇六メートルの地点　十七号
標柱十七号から五五度三五分〇六秒　二一・四八〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から一六度〇二分〇八秒　一二・二三六メートルの地点　十九号
標柱十九号から三四二度二一分一四秒　二四・三四六メートルの地点　二十号
標柱二十号から三五七度二五分四一秒　二三・八四四メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から九六度一八分一〇秒　二〇・三一三メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から九二度三四分二六秒　一五・三六六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から六四度五九分一〇秒　一一・二三四メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一八度五二分一二秒　三〇・三九四メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から四五度五二分三四秒　二一・七三二メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から六三度〇五分五三秒　一四・四五四メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から七六度〇一分五六秒　一六・二四〇メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一二二度三〇分二三秒　一五・〇三六メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一二四度五五分三五秒　二一・四六六メートルの地点　三十号
標柱三十号から一五〇度二七分〇九秒　二四・四九六メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一二六度三一分四七秒　一八・一九四メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一一〇度一七分五〇秒　三三・六七一メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から八八度〇八分三七秒　三三・九五八メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から五一度〇三分五五秒　一九・二〇六メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から一五二度五七分五一秒　二四五・四三〇メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から二五二度四四分五二秒　二六・五〇二メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から二〇七度〇二分一九秒　二〇・〇一八メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一九九度〇〇分二三秒　三八・六八九メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から一九六度一九分〇四秒　三三・八一二メートルの地点　四十号
標柱四十号から二〇八度〇〇分三三秒　一七・五六八メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から二二〇度四四分四〇秒　二六・四九一メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から二四二度一一分二〇秒　二〇・七六九メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から二五二度五九分五〇秒　二四・〇四一メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二四七度四九分四九秒　三九・五六五メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二五五度一三分二三秒　三四・一四九メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から二五〇度四九分一六秒　一八・二六四メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二四九度一二分四二秒　二八・五七〇メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から二四七度〇一分二五秒　二〇・六四八メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二五〇度四九分一三秒　三二・一一二メートルの地点　五十号
標柱五十号から二四九度一三分五六秒　三二・三二〇メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から二四七度三七分五七秒　三九・二八六メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から三二三度三七分三四秒　一六・四〇七メートルの地点　五十三号

○国土交通省告示第二百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
地蔵川
二　砂防法第二条の土地の表示
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字モロシコ一〇五三番四二〇九内四等三角点鎌原住還を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五三度一三分〇五秒　一四一四・一六〇メートルの地点　一号
標柱一号から一八七度〇四分五二秒　三五・九二七メートルの地点　二号
標柱二号から二〇六度〇一分四七秒　二六・六七四メートルの地点　三号
標柱三号から二〇四度一八分二五秒　二三・六六三メートルの地点　四号
標柱四号から二〇六度五七分五〇秒　六〇・二二六メートルの地点　五号